

## 「港南区9条の会、講演会」

2014年05月25日

昨日、「港南区9条の会」が主催して、立教大学特任教授の池住義憲先生をお招きし、横浜港南台教会で講演会を持った。安倍政権の急激な軍国主義化に危機感を持つ地域の人々、近隣の「9条の会」の人々が参加し、熱気溢れる集会であった。

池住先生は、「服従しない権利、抵抗する権利を 今こそ！～安倍政権・与党が進める軍国主義化の動きに抗う～」と題する講演をされた。まず、安倍政権が目論んでいる憲法解釈による「集団的自衛権」の行使を容認する政治の強引な進め方から話された。安倍首相の友だちを集めた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を作り、報告書を出させた。報告書は集団的自衛権の行使が必要な事例をもっともらしく示しているが、あり得ない事例が多く、目的は米国と一緒に戦う戦争準備以外のなにものでもない。最近になって「グレーゾーン」という言葉を持ち出しているが、公明党に納得、同意させようとしている策である。今後進めようとしている諸々の法改定の道筋について話された。それらは、戦争に向かう危険なものであると解き明かされた。

それから、日本国憲法の原点を再確認すると言い、Q&A形式で説明された。憲法は、あくまで自由と権利の人権保障が基本である。その憲法は ① 平和主義 ② 人権尊重 ③ 主権在民の三大原則であるが、それに ④ 地方自治 ⑤ 三権分立の二つが加えられる。憲法99条に[憲法尊重擁護義務]を負う者は天皇、国会議員、裁判官、公務員などであると権力者の力を縛る「立憲主義」を明記している。安倍首相の目論みは、正しくは憲法違反に当たると語られた。

最後に、安倍政権に対して、憲法の視点から、どのようにプロテストするかを話された。それを、池住先生が原告団代表として関わった「自衛隊イラク派兵差止訴訟」判決が出された感動的な状況をドラマチックに再現して、見せてくれた。2008年4月17日、名古屋高裁は、イラク派兵は「憲法違反」と判決し、確定された。憲法の保障する基本的人権は平和の基盤なしには存立し得ない。全ての人々が幸福と平和を享受して生きる「平和的生存権」を有していると裁定した画期的な判決を勝ち取った。

安倍政権の強引な政治手法に押され気味であるが、池住先生のキャッチフレーズ「変化は可能であることを信じて」を、講演で力強く語られ、今後の「9条の会」の活動に大きな勇気と希望が与えられた。

その後、フロアからの意見交換をした。途切れることなく、熱のこもった発言が続いた。政府が憲法改定を言うことを憲法違反として訴えられないのか。教育に政府、行政が介入している実情が報告された。福祉、医療、年金制度が危機的状況にある。戦争は経済的な争い、格差が生み出すもので、経済的な公正さを求めなければ平和は達成できない、等々の発言があった。最後に、近隣の「9条の会」の活動報告を聞いた。現状を知り、将来への方向づけを受けた有意義な集会であった。真面目過ぎて、ユーモアに欠ける点が気になったのは私だけであろうか。

国民は憲法が保障する「服従しない、抵抗する権利」を持っている。「人格権、生存権」を基盤にして、一人一人が民主主義を作りあげていく「市民的力」をつけていくことが求められている。そこでのみ、現状を変え、平和を構築していくことができると思うからである。